

福山地区消防組合交替制勤務者用寝具貸借業務契約書

福山地区消防組合（以下「賃借人」という。）と、〇〇〇〇〇（以下「貸貸人」という。）との間に、寝具の貸借について、次の条項により契約を締結する。

（賃貸借物件）

第1条 貸貸人は、別記仕様書に掲げる寝具（以下「物件」という。）を賃借人に貸貸し、賃借人は、これを賃借するものとする。

（賃貸借期間）

第2条 物件の賃貸借期間は、2026年（令和8年）4月1日から2029年（令和11年）3月31日までとする。（地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約）。

（契約保証金）

第3条 契約保証金は、福山地区消防組合が準用する福山市契約規則第6条第1項第5号により、免除とする。

（物件の引渡し）

第4条 貸貸人は、物件を賃貸借期間の開始する日までに、賃借人の立会いの上、賃借人の指定する使用場所に納入するものとする。

2 物件を賃借人の指定する使用場所に納入するまでの費用は、貸貸人の負担とする。

（物件の交換等）

第5条 貸貸人は、別記仕様書に基づき清潔な物件と交換するものとする。

上とする。また、賃借人の指示により一定組数につ

いては、寝具サイズ

2 前項に定める交換日について、貸貸人は事前に予定表を賃借人に提出し承認を得るものとする。

（物件の検査）

第6条 貸貸人は、仕様書等に基づき賃借人の検査を受けるものとする。

2 前項の場合、物件が検査に合格しないときは、賃借人は、貸貸人に対して修補を請求し、又は、修補に代え、物件の交換を請求することができる。

3 その他、賃借人の指示するとき貸貸人は賃借人の指示した日から2日以内に交換しなければならない。

（賃貸借料）

第7条 物件の賃貸借料は、1ヶ月一組当り〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税額を除く）とする。

（賃貸借料の支払）

第8条 賃借人は、前条に定める賃貸借料を各年度前期（4月1日から9月30日まで）後期（10月1日から翌3月31日まで）の2回に分割して支払うものとする。

2 貸貸人は、前項に定める各期の賃貸借業務完了後、遅滞なく賃借人に「業務完了通知書」を提出し、賃貸借料の支払い請求を翌月10日までに賃借人に行うものとする。

3 賃借人は、前項の請求があったときは、速やかに内容を審査し、適当と認めたときは、その日から30日以内に賃借料を貸貸人に支払うものとする。

（秘密の保持）

第9条 貸貸人は、物件の交換、保持管理のため、賃借人の許可を得て物件の使用場所に立ち入ることができるものとする。

2 貸貸人は、前項の立ち入りに際して知り得た賃借人の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。

（破損補償）

第10条 賃借人が物件を紛失又は、大破損及びその他の理由により返還できない場合、賃貸借料のほかに実費弁償額を支払うものとする。ただし、修復可能な破損又は汚損等については、賃借人と貸貸人が協議の上決定するものとする。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第11条 貸貸人の責に帰すべき事由により賃貸借を履行することができない場合においては、賃借人は、損害金の支払を貸貸人に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、賃貸借料総額から月毎の賃貸借完了部分に係る賃貸借料を控除した額につき、

政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率（以下「支払遅延防止法の率」という。）で計算した額とする。

3 賃借人の責に帰すべき事由により、第8条の規定による賃貸借料の支払が遅れた場合においては、賃貸人は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法の率で計算した額の遅延利息の支払を賃借人に請求することができる。

（契約の解除）

第12条 賃借人及び賃貸人は、相手方がこの契約を履行しない場合は、相手方に催告を行ったのち、なお履行の誠意がないと認めるときは、この契約を解除することができる。

（損害金の予定）

第13条 賃借人は、第12条の規定により契約を解除することができる場合においては、契約を解除するか否かにかかわらず、賃貸借料総額の10分の1に相当する金額の損害金を賃借人が指定する期間内に支払うよう賃貸人に請求するものとする。

2 前項の規定は、賃借人に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、賃借人が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。

（賠償金等の徴収）

第14条 賃借人は、この契約に基づく賃貸人の賠償金、損害金又は違約金と、賃借人の支払うべき賃貸借料とを相殺することができるものとし、なお不足があるときは追徴するものとする。

（契約不適合責任）

第15条 賃借人は、引き渡された目的物が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、賃貸人に対し、その補修、代替物の引渡し、若しくは不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償を請求することができる。ただし、契約不適合が賃借人の指示により生じたものであるときは、この限りではない。

2 前項の場合において、賃貸人は、賃借人に不相当な負担を課するものでないときは、賃借人が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

（管轄裁判所）

第16条 この契約について訴訟等が生じたときは、賃借人の所在地の管轄裁判所を第一審の裁判所とする。

（特約条項）

第17条 本契約は、本契約に係る賃借人の2026年度（令和8年度）歳入歳出予算が成立した時をもって効力を生じるものとする。

2 第2条の規定にかかわらず、2027年度（令和9年度）以降の本契約に係る発注者の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、発注者はこの契約を解除することができるものとする。

（その他）

第18条 この契約に定めのない事項、又はこの契約の履行について疑義が生じた場合は、賃借人と賃貸人が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、賃借人と賃貸人が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

2026年（令和8年） 月 日

賃借人 所在地 福山市沖野上町五丁目13番8号
名称 福山地区消防組合
代表者名 管理者 枝 広 直 幹 印

賃貸人 所在地
名称
代表者名 印

仕 様 書

1 物件名

寝具

| 品 名 | 寸法 (※1) | 仕様 (※2) | 1組枚数 |
|-----|-------------|---|------------|
| 掛布団 | 140cm×200cm | 参考品：ポリエステル綿2.0kg | 1枚 |
| 敷布団 | 100cm×200cm | 参考品：インド綿5.2kg | 1枚 |
| 毛 布 | 140cm×200cm | 参考品：三菱ボンネル アクリル100% 無地 シープ仕上 1.8kg 防災認可マーク付 必須 | 1枚 (※3) |
| 枕 | 35cm×45cm | 参考品：パイプ入 1.0kg程度 | 2個 |

※備考(1)仕様については、同等品可とする。

(2)寸法については±10cm(枕は±5cm)の変更可とする。

(3)深安消防署安田出張所及び府中消防署小塚出張所については、秋季～冬季の間、1組あたりの毛布を2枚とすること(参考期間：10月～4月)。

リネン類

| 品 名 | 寸 法 | 仕 様 | 1組枚数 |
|------|---------|---------------|------|
| 掛 布 | 掛布団寸法以上 | 丸繰型 綿100% | 1枚 |
| 敷 布 | 敷布団寸法以上 | 引掛型又は平型 綿100% | 1枚 |
| 枕カバー | 枕寸法以上 | 封筒式 綿100% | 2枚 |

※ 備考(1)補修については、洗濯及び納入の都度行うものとする。

(2)仕様については、同等品可とする。

2 寝具想定組数

約234組(各年度により予定組数の変動あり)

3 寝具類の交換回数

| 区 分 | 交 換 回 数 |
|------|----------------------------|
| 寝 具 | 6か月に1回以上とする。 |
| リネン類 | 月2回以上、(ただし、5月～10月の間 月3回以上) |

※リネン類については、所定回数分をまとめて納品、回収することも可能。ただし、月に1回は納品及び回収を行うこと。

4 履行場所（別添図面参照）

| 名 称 | 住 所 | 想定組数 （※1） |
|----------------|------------------|--------------|
| 消防局（指令課） | 福山市沖野上町五丁目13番8号 | 10 |
| 南消防署 | 福山市沖野上町五丁目13番8号 | 28 |
| 南消防署鞆出張所 | 福山市鞆町後地3458番地1 | 10 |
| 南消防署瀬戸出張所 | 福山市瀬戸町長和246番地 | 9 |
| 北消防署 | 福山市奈良津町二丁目1番1号 | 20 |
| 北消防署駅家分署 | 福山市駅家町万能倉567番地4 | 12 |
| 東消防署 | 福山市引野町北四丁目23番9号 | 19 |
| 西消防署 | 福山市松永町三丁目21番77号 | 20 |
| 西消防署沼隈内海出張所 | 福山市沼隈町常石1857番地2 | 10 |
| 西消防署今津出張所 | 福山市今津町2153番地2 | 8 |
| 水上消防署 | 福山市箕沖町135番地 | 8 |
| 芦品消防署 | 福山市新市町戸手780番地10 | 20 |
| 深安消防署 | 福山市神辺町川北1402番地1 | 20 |
| 深安消防署安田出張所（※2） | 神石郡神石高原町安田160番地6 | 10 |
| 府中消防署 | 府中市府中町堤外119番地1 | 20 |
| 府中消防署小塚出張所（※3） | 府中市上下町小塚543番地9 | 10 |
| 計 | | 234 |

※1：組数については、参考数量であり、毎年度変更あり

※2：深安消防署安田出張所分のリネン類については、深安消防署に納品可（寝具は不可）

※3：府中消防署小塚出張所分のリネン類については、府中消防署に納品可（寝具は不可）

5 その他

- (1) 賃貸借する物件を変更する必要がある場合には、見本を提出して承認を得るものとする。
- (2) 必要組数については、毎年度発注者から受注者へ通知するものとする。
- (3) 年間のシーツ等交換予定表を契約後に提出すること。
- (4) 局及び署所へ立ち入る際には、担当者の指示により行動すること。

履行場所一覽

